

勝浦市農業委員会会議録

(2月定例会)

平成30年2月7日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、8名でその氏名は次のとおりである。

2番 末 吉 光	3番 数 金 清 美	4番 谷 敏 夫
5番 浅 野 香太郎	6番 佐 藤 衛	7番 藤 江 義 博
8番 滝 口 裕 都	9番 高 旨 粧 一	

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

2月3日の節分を過ぎまして、暦の上では立春ということですが、今年は昨年から比べると非常に寒い日が連日続いておりまして、春はもう少し先かなと感じております。

一方、テレビ等拝見しておりますと北陸地方の福井県あるいは石川県では、30数年ぶりの豪雪ということで雪を払っても払っても、雪が降り積もり雪かきが間に合わないという状況が続いておるということで、地域の方々の生活を営む上では非常に苦勞の多い日々が続いているのではないかと思います。

これから先も当地につきましてもまだまだ寒い日が続くかもしれません。

インフルエンザ等も流行っているということでございますので、健康に十分留意されまして日々のお仕事にご精進を賜りますようお願い申し上げます、会議に先立ちましての挨拶に代えさせていただきます。

本日もよろしくお願いたします。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成30年勝浦市農業委員会2月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、5番浅野香太郎委員及び6番佐藤衛委員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は松部の田、5筆、1,618.92平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数324枚、発電出力49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年8月31日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は太陽光を多く得られ東京電力の受電が可能な当該地に太陽光発電設備の設置を計画したとし、譲渡人は譲受人の計画に同意し譲り渡すとして

申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦聖苑の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

2月5日、現地調査を行い受任者であります●●様と面談しました。

申請地は保全管理されている状態であり、申請者は太陽光が多く得られ東京電力の受電が可能で当該地に太陽光発電設備の設置を計画し、申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、現状を変えないため隣接農地への影響への影響はありませんので問題ないと思われま

す。資金計画も妥当と思われ、転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願

いします。

○議長（高吉粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成30年1月23日付けで決定を求められたものです。

今回の計画は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

12月、1月の定例会において、これまで59件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

このたびの2月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,116平方メートルです。

申請番号1番、上植野の田、2筆、1,116平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成30年3月1日から16年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号、申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について及び報告第2号、転用事

実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、資料は4ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除、解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの2月定例会にご報告すべき当該件数は1件です。

次に、報告第2号、転用事実確認証明書の発行について、資料は5ページから8ページとなります。

このたびの2月定例会にご報告すべき当該件数は5件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時45分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年2月7日

議長(会長)

署名委員

署名委員
